

# 下水道利用資金融資あっせんについて

山形市では、金融機関から下水道利用資金を無利子で借りられるようあっせんしています。

## 融資あっせんの対象者

- ・個人であること。(法人は対象外となります。)
- ・家屋の所有者又はその同意を得た方。
- ・市税等(市民税・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税・下水道受益者負担金・水道料金・下水道使用料)を滞納していない方。
- ・償還能力を有する方。

※新築・下水道利用済みの建物の増改築の場合はあっせんの対象となりませんので、ご注意ください。

※年齢要件や連帯保証人等については取扱金融機関の定めるところによりますので、あらかじめ借入希望金融機関に問い合わせてください。

※平成22年4月1日より、これまで5年となっていた供用開始日からの期限を撤廃しました。

より多くの方に利用していただける制度になりました!

※下水道接続工事と併せて施工する便所や浴室、台所(流し台を含むユニット関連のみ)等の水廻り工事も対象です。また、給湯ボイラー等の給湯設備工事も対象としています。

## 融資あっせん額

- ・**1戸当たり150万円が限度額**です。(万円単位)
- ※下水道関連工事費のみが対象です。なお、対象経費の内、申込金額または精算書の金額のいずれか低い金額があっせん額となります。

## 利子

- ・無利子(山形市が、負担します。)
- ※履行遅延による延滞利子は、除きます。

## 申請の時必要なもの

- ・**実印**
- ・**指定工事店の工事見積書**

## 償還方法

- ・融資のあった月の翌月から**84ヶ月(7年間)以内**の元金均等月賦償還です。
- ・償還日は、翌月の融資実行日に対応する前日、毎月7日・17日・27日です。(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日)
- ※償還期間を前倒して返済なさる場合には、金融機関によっては手数料を徴収される場合がありますのでご注意ください

## 融資実行日

- ・毎月 8日・18日・28日のいずれかとなります。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日。)

## 融資あっせん取扱金融機関

- ・山形銀行 ・きらやか銀行 ・荘内銀行 ・山形信用金庫 ・東北労働金庫
- ・山形市農業協同組合 ・山形農業協同組合 ・米沢信用金庫

※山形市内にある本店・支店に限ります。

## ●申請を取り下げる場合

上下水道部業務課に連絡が必要です。その際、「融資あっせん書」を市に返還して下さい。

# 融資あっせんの申請の手順について

融資あっせんの申込みは上下水道部(あかねヶ丘陸上競技場西側付近) 1階業務課までお越し下さい。  
手続きは、排水設備工事を始める 1週間前までにお願いします。(工事完了検査後の申請はできません。)

## ①指定店に工事見積依頼

◎排水設備工事は、山形市の指定下水道工事店でなければ施工できません。

### 【金融機関への事前確認】

各金融機関により、融資対象者の年齢要件や融資申込みの際の必要書類などが異なりますので、事前のお問い合わせをお勧めします。

## ②市で融資あっせん申請

◎実印及び排水設備工事見積書を持参してください。  
※家屋の所有者以外の方が申請なさる場合には所有者の同意書が必要になりますので市にお問い合わせ下さい。

【市での確認審査の後、「融資あっせん書(副)」「借入申込書」を郵送いたします。】

## ③金融機関で融資申込み

◎郵送された「融資あっせん書(副)」「借入申込書」と、印鑑(実印・銀行印等)、銀行での必要書類(印鑑証明書等)をお持ちのうえ、銀行で手続きをおこなってください。

【金融機関の融資審査後に排水設備工事を開始してください。】

## ④工事が終わったら

◎工事検査合格後、排水設備工事精算書をもとに実際の融資金額を決定します。  
(対象経費の内、申込金額または精算書の金額のいずれか低い金額があっせん額となります。)

## ⑤市で融資あっせん書を交付 (郵送)

◎市税等に未納がある場合、完納まで送付になりません。  
◎工事完了検査から2週間位かかります。

## ⑥金融機関で融資手続き

◎「融資あっせん書」到着後、速やかに手続きしてください。

## ⑦金融機関より融資実行

◎毎月「8日・18日・28日」のいずれかが融資する日です。  
※償還日は、翌月の融資実行日に対応する前日(毎月7日・17日・27日)からとなります。